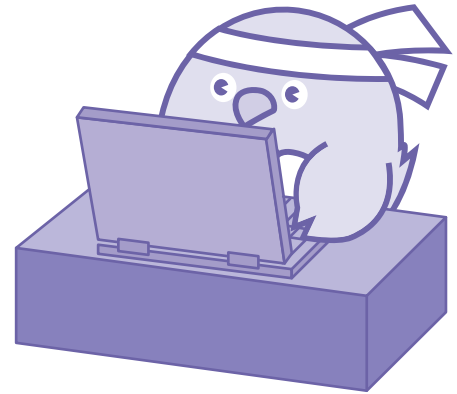


# 県税のしおりNo. 3

## 法人県民税・事業税 特別法人事業税(国税)



### 法人県民税とは

県内に事業所等を有する法人が、県に対する会費的な負担金として納める税金です。

### 納める人

- 県内に事務所又は事業所を有する法人 ..... { 均等割  
法人税割
- 県内に寮等を有する法人で、県内に事務所又は事業所を有しないもの ..... 均等割
- 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの ..... 法人税割

※法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされます。

### 納める額

- 均等割 (年額)

法人の区分	税率	
	平成18年4月1日以前に開始する事業年度	平成18年4月1日以後に開始する事業年度
次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び一般財団法人(非営利型法人を除く) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下の法人	20,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円	52,500円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	136,500円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	567,000円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円	840,000円

(注)平成27年度税制改正により「資本金等の額」及び均等割の税率区分の基準が以下のとおり変更され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

- ① 資本金等の額とは次のものをいいます。
  - ・ 保険業法に規定する相互会社…地方税法施行令に基づき算定した純資産額
  - ・ 上記以外の法人…法人税法に規定する資本金等の額から無償減資・資本準備金の取崩し額(欠損填補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算した額
- ② 算定期間の末日において、「資本金等の額」(A)が「資本金の額と資本準備金の額の合計額」(B)を下回る場合は、当該合計額(Bの額)が均等割の税率区分の基準となります。

※公益社団法人等(収益事業を行うものを除く。)は、申請により均等割の免除を受けることができます場合があります。

森林環境税：森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するため、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割の標準税率に5%を乗じた額が加算されています。

- 法人税割 ※平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始する事業年度については、括弧内の税率が適用されます。

法人税額の1.8% (4%)

ただし、法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円以下の次のものについては、1.0% (3.2%)

- ・ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)
- ・ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人
- ・ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの

(注) 解散 (合併による解散を除く。) による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は5.8%となります。

## 申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日の翌日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告 (2) 仮決算に基づく中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
清算中の法人の申告 (平成22年9月30日以前に解散したものに限り)	清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内
	残余財産の一部を分配した場合の申告	分配の日の前日
	残余財産が確定した場合の申告	残余財産の確定した日の翌日から1か月以内 (ただし、上記期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日)
公共法人等で均等割のみが課されるもの		4月30日

- (注) 1. 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の法人税割は、課税標準の総額を関係都道府県ごとに従業者数であん分計算し、そのあん分計算した額を課税標準として算定した税額を申告して納めます。
2. 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得課税が廃止され、通常の所得課税となります。

## 確定申告書の提出期限の延長

会計監査人の監査を受けるなどの理由により決算が確定せず、確定申告書の提出期限までにその提出ができない常況にある場合は、国税である法人税の申告期限の延長が承認されたものに限り、継続して(以後事情の変更がない場合に限り)確定申告書の提出期限が原則として1か月延長されます。

なお、この場合には、法人税の申告期限の延長がされた旨を県税事務所に届け出なければなりません。

## 法人事業税とは

法人が事業を行う際に受ける公共サービスに対する応益負担として納める税金です。

## 納める人

県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人

※法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの及び法人課税信託の引受けを行う個人は、法人与みなされます。

# 納める額

## 外形標準課税対象法人以外の法人

…… 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区 分				税 率		
				平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
第1号に掲げる事業 ※1 (所得等課税事業)	所得割	適用法人 軽減税率	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
			特別法人	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%
				所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%
		不適用法人 軽減税率人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
				所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%
			特別法人	資本金の額又は出資金の額が1000万円以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	6.7%	7.0%
第2号に掲げる事業 ※2 (収入金額課税事業)	送配電事業、ガス供給業、保険業	収入割		0.9%	1.0%	
		第3号に掲げる事業 ※3 (収入金額等課税事業)	小売発電事業等、発電事業等、特定卸供給事業	所得割		
収入割				0.9%	1.0%	0.75%

- ※1…… 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下※2、※3、※4以外の事業税課税事業):所得等課税事業
  - ※2…… 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、ガス供給業(令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ)、保険業 等):収入金額課税事業
  - ※3…… 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業):収入金額等課税事業
  - ※4…… 地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(特定のガス供給業):特定ガス供給業
- ・ 軽減税率対象法人であるかの判定は事業年度終了の日の現況によります。
  - ・ 「特別法人」とは農業協同組合、信用金庫、漁業協同組合、医療法人などをいいます。
  - ・ 事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
  - ・ 「特定卸供給事業」については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用します。
  - ・ 特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は、平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が5.7%となります。

**外形標準課税対象法人**

…… 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人。  
ただし、公益法人、特別法人等を除く。

区 分			税 率				
			平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率 適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%		1.0%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	0.7%		
			所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%		
		軽減税率不適用法人の所得	0.7%	1.0%			
		付加価値割	1.2%	1.2%			
		資 本 割	0.5%	0.5%			
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)		収 入 割	0.9%	1.0%			
第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)		付加価値割			0.37%		
		資 本 割			0.15%		
		収 入 割	0.9%	1.0%	0.75%		
第4号に掲げる事業※4 (特定ガス供給業)		付加価値割			0.77%		
		資 本 割			0.32%		
		収 入 割	0.9%	1.0%	0.48%		

- ※1…… 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下※2、※3、※4以外の事業税課税事業):所得等課税事業
- ※2…… 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、ガス供給業(令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ)、保険業 等):収入金額課税事業
- ※3…… 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業):収入金額等課税事業
- ※4…… 地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(特定のガス供給業):特定ガス供給業
  - ・ 軽減税率対象法人であるかの判定は事業年度終了の日の現況によります。
  - ・ 「特別法人」とは農業協同組合、信用金庫、漁業協同組合、医療法人などをいいます。
  - ・ 事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
  - ・ 「特定卸供給事業」については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用します。
  - ・ 特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は、平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が5.7%となります。

## 申告と納税

- 法人県民税とあわせて申告して納めます。  
なお、中間申告について、外形標準課税対象法人及び収入割を課される法人は、法人税の中間申告義務にかかわらず、必ず申告を行うこととなります。
- 納税の期限等については、法人県民税と同様です。
- 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、事業の種類ごとに次の基準により課税標準の総額を関係都道府県ごとにあん分計算し、そのあん分計算した額を課税標準として算定した税額を申告して納めます。

事業の種類	分割基準	
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については、1.5倍)	
電気供給業	小売電気事業	課税標準の1/2:事業所等の数 課税標準の1/2:従業者数
	一般送配電事業 送電事業 配電事業(注1) 特定送配電事業	課税標準の3/4:発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の電力容量 課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額 (発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路がない場合:事業所等の固定資産の価額)
	発電事業 特定卸供給事業(注1)	課税標準の3/4:発電所又は蓄電用の施設の用に供する固定資産の価額 課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額 (発電所又は蓄電用の施設の用に供する固定資産を有しない場合:事業所等の固定資産の価額)
ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価額	
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数	
その他の事業	2分の1を事務所等の数 " を従業者数	

- (注) 1. 令和4年4月1日以降に終了する事業年度から適用  
2. 固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数、従業者数は、原則として事業年度終了の日現在によります。

## 確定申告書の提出期限の延長

会計監査人の監査を受けるなどの理由により決算が確定せず、確定申告書の提出期限までにその提出ができない常況にある場合は、その旨の承認申請書を提出し承認されれば、以後事情の変更がない限り、継続して確定申告書の提出期限が原則として1か月延長されます。

## 特別法人事業税(国税)とは～賦課徴収は県が行います

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支えあい、共に持続可能な形で発展するために創設された税金です。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から課税されます。特別法人事業税は国税ですが、県が法人事業税とあわせて賦課徴収します。

特別法人事業税は都道府県が国に払い込み、国から特別法人事業譲与税として、人口を基準として各都道府県に譲渡されます。

## 納める人

県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人

※法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの及び法人課税信託の引受けを行う個人は、法人とみなされます。

## 納める額

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

適用区分	課税標準	特別法人事業税 税率(%)
所得割額により法人事業税を課税される法人 (外形標準課税対象法人以外の普通法人)	基準法人所得割額	37
所得割額により法人事業税を課税される法人 (外形標準課税対象法人以外の特別法人)	基準法人所得割額	34.5
収入額割により法人事業税を課税される法人 (電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸 供給事業を行う法人を除く)	基準法人収入割額	30
収入額割により法人事業税を課税される法人 (電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸 供給事業を行う法人)	基準法人収入割額	40
所得割額により法人事業税を課税される法人 (外形標準課税対象法人)	基準法人所得割額	260

〈注〉 特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用  
特定ガス供給業に係る税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用 (基準法人収入割額×62.5%)

## 申告と納税

法人事業税とあわせて申告して納めます。  
納付された特別法人事業税は、県が国に払い込みます。

くわしくは、下記の県税事務所へお問い合わせください。

郵便番号	所在地	電話番号
大分県税事務所 課税第一課 870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5773

ホームページ「くらしと県税」<https://www.pref.oita.jp/site/zei/>